

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成23年2月25日

厚生労働大臣

総務大臣

標題の件に対しては、以下の点に留意しつつ、速やかに検討し、厚生労働大臣が適切な結論を出す。

- ① 年金制度に対する国民の信頼を維持するためには、可能な限り正しい状態を追求する必要があること。
- ② 運用3号の対象者と対象者以外の間で扱いに不公平が生じること。
- ③ 運用3号の措置がなければ、対象者本人の予期せぬ年金給付額の引下げ等となり、混乱が生じること。
- ④ 本件の発生原因が、旧社会保険庁の事務手続き上生じた面があること（なお、記録の職権訂正や周知徹底について、行政に法的義務はない）。
- ⑤ 対象者の側にも、法律で定められた記録の訂正の届出を行わなかったという事情があること。
- ⑥ 本件（第3号被保険者の記録不整合問題）は、一昨年秋に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケートによって判明したものであること（今回の一連の対応は、それ以前の状況に比べると、状況を改善する対応であること）。
- ⑦ 既に受給権が発生している高齢者を含め、過去全ての期間に遡って、国民全員の記録の齟齬を確認することは事実上困難であること。

以上